

## 指標 8.5.1

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 8.5.1** 労働者の平均時給（性別、年齢、職業、障害者別）

**ターゲット 8.5** 2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一価値の労働についての同一賃金を達成する。

**ゴール 8** 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセントワーク）を促進する。

### 定義及び根拠

#### ○ 定義

10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における

- ① 一般労働者の月間所定内給与額・男女計・年齢計を一般労働者の月間所定内実労働時間数・男女計・年齢計で除したもの
- ② 一般労働者の月間所定内給与額・男・年齢計を一般労働者の月間所定内実労働時間数・男・年齢計で除したもの
- ③ 一般労働者の月間所定内給与額・女・年齢計を一般労働者の月間所定内実労働時間数・女・年齢計で除したもの

#### ○ 概念

- ・ 所定内給与額とは、きまって支給する現金給与額から超過労働給与額を除いたものをいう。
- ・ きまって支給する現金給与額とは、調査年6月分の基本給と、あらかじめ定められている諸手当の合計額をいい、超過労働給与額を含む。
- ・ 超過労働給与額とは、超過実労働時間数に応じて支払われた給与額（時間外勤務手当、深夜手当、休日出勤手当、宿日直手当等の手当も含む。）をいう。
- ・ 所定内実労働時間数とは、事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数をいう。
- ・ 一般労働者とは、常用労働者のうち「短時間労働者」以外の者をいう。
- ・ 短時間労働者とは、同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない常用労働者をいう。

- ・ 常用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。
  - イ 期間を定めずに雇われている労働者
  - ロ 1か月以上の期間を定めて雇われている労働者
 ただし、2017年以前については、次のいずれかに該当する労働者のことである。
  - イ 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている労働者
  - ロ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、調査月の前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者
- 根拠及び解釈
 

労働者の平均時給については、一般労働者の6月の所定内給与額及び所定内実労働時間数を性別に調査している賃金構造基本統計調査から算出することが、ターゲットの測定に最も適しているものである。

## データソース及び収集方法

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

## 算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
 

指標の算式は以下のとおりとなる。

$$\text{労働者の平均時給} = \frac{\text{一般労働者の月額所定内給与額（男女別）}}{\text{一般労働者の月間所定内実労働時間数（男女別）}}$$

- コメントと限界
  - ・ 賃金構造基本統計調査は障害者、健常者の区分け無し

## データの詳細集計

産業別、雇用形態別、職種別、年齢階級別、勤続年数別、都道府県別に算出は可能であるが、膨大なデータファイルとなるため、総数データを掲載する。

## 参考

厚生労働省ホームページ 賃金構造基本統計調査

(<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>)  
政府統計の総合窓口 (e-Stat) 賃金構造基本統計調査  
(<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00450091&tstat=000001011429&second=1>)

**データ提供府省**

厚生労働省

**関連政策府省**

厚生労働省

**担当国際機関**

国際労働機関 (ILO)